

八代市立第四中学校部活動振興会規約

第1条（名称）

本会は八代市立第四中学校部活動振興会と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は八代市立第四中学校内に置く。

第3条（目的）

本会は第四中学校の教育方針に則り、生徒の健全育成と能力開発を図るため物心両面にわたる助成を行い各部活動の振興に寄与することを目的とする。

第4条（活動）

- 1 学校と綿密な連絡をとり、学校課外活動に援助を行う。
- 2 その他、本会の目的達成に必要なことを行う。

第5条（会員）

本会は第四中学校の部活動の部員の保護者並びに四中全職員で構成する。

第6条（役員）

本会には、次の役員を置く

会長	1名	副会長	4名	監査	2名	事務局長	1名
会計	1名	評議員	若干名	顧問	2名		

第7条（役員の選出）

- 1 会長・副会長はPTAの会長・副会長が兼務する。
- 2 監査はPTAの監査が兼ねる。
- 3 事務局長・会計は会長が委嘱する。
- 4 評議員は、各部保護者代表及び部長教師で構成する。
- 5 顧問は、校長及び前会長があたる。

第8条（役員の任務）

- 1 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長不在の場合はその職務を代行する。
- 3 監査は本会の経理を監査し、その結果を定期総会に報告する。
- 4 事務局は運営事務・会計を司る。
- 5 評議員は評議員会を構成し、必要な事項を審議する。（第9条に関する事項を審議する。）
- 6 顧問は会長の諮問に応じて会議に出席し意見を述べる。

第9条（会議）

本会の会議は総会及び評議員会とする。

- 1 総会は、本会最高の議決機関であって全会員をもって構成し、原則として年1回とし年度始めに会長が招集する。但し、会長は必要に応じて臨時に会を招集することができる。
また、総会は評議員会をもってこれに当てることができる。この場合は次期総会に報告しなければならない。
- 2 評議員会は会長が必要と認めたときに招集する。

第10条（議決）

議決は出席者の過半数をもってこれを決する。

第11条（任期）

役職員の任期は1ヵ年とし再任を妨げない。補欠役職員の任期は前任者の残りの期間とする。

第12条（会計）

本会の経費は、会費及び助成金をもってあてる。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

第14条（規約改正）

本会の規約改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成により成立する。

第15条（発効）

本規約は、昭和54年4月1日より発効する。

第16条（その他）

本会の運営に関する必要な一般事項は評議員会の審議に基づき会長・校長が別に定める。

（附則）

本規約は、平成28年4月26日に一部改正。